

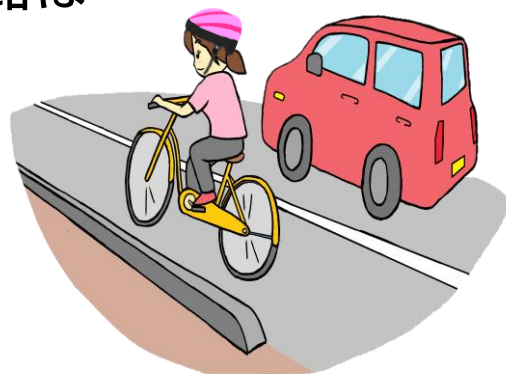
自転車の基本ルールを再確認！

自転車安全利用五則

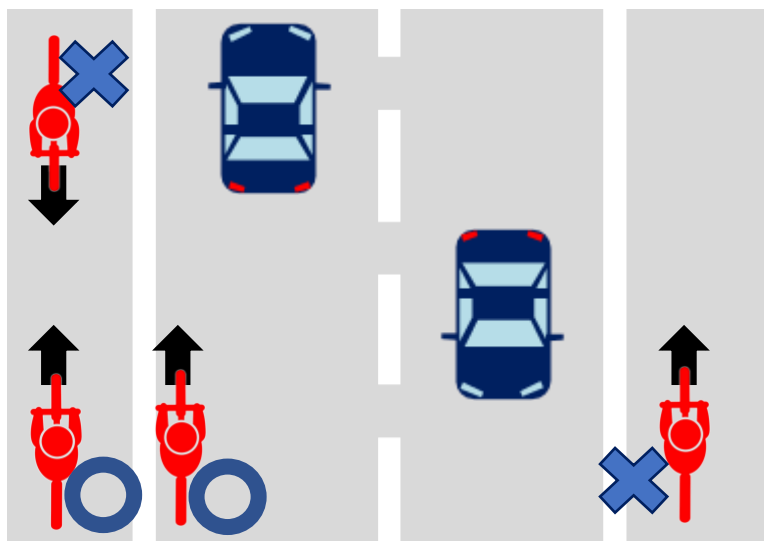
- ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯 ④飲酒運転は禁止 ⑤ヘルメットを着用

1 車道の通行ルール 車道が原則、左側を通行

歩道と車道の区別がある道路は
車道を通行する



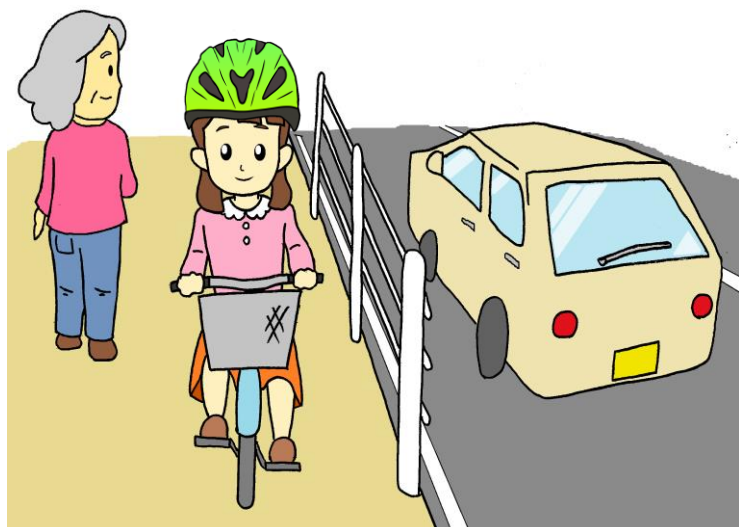
道路の中央から左側部分
の左側端に寄って通行す
る



歩道の通行ルール 歩道は例外、歩行者を優先

標識等で通行が認められていたり、車道や交通の状
況から見てやむを得ない場合は例外的に歩道を通行
することができます。

歩道の中央から車道寄り
部分を徐行する



「普通自転車等
及び歩行者等専
用」の道路標識



自転車と歩行者が通れる道路
を示します。

歩行者の通行を妨げそう
なときは、一時停止する

歩道が混んでいるときは、自転
車を降りて押して歩きましょう

2

交差点の通行ルール

信号と一時停止を守って、安全確認

車道を通行しているとき、信号機がある交差点では車両用信号機に従う

歩道を通行してきた場合は、歩行者用信号機に従い、横断歩道に歩行者がいるときは、自転車から降りて押して渡りましょう。横断歩道は歩行者優先です。

知っていますか？
信号機の意味



直進または左折することができる。



停止線をこえて進行してはいけません。

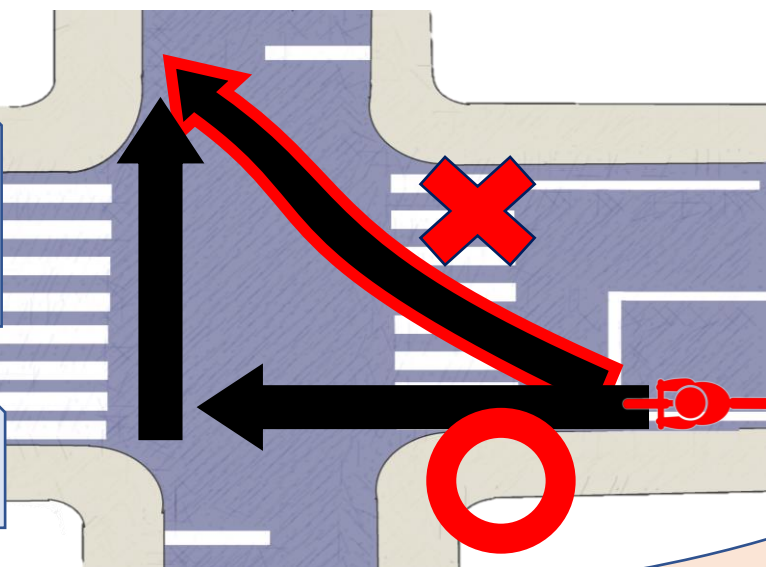


左折するとき

車道を通行してきた場合は車両用の信号機に従い、後方の安全を確かめ、できる限り左側端に寄って徐行する

交差点を右折するとき

交差点の端に沿って大回りに徐行する



一時停止の標識があるときは、一時停止をする

「一時停止」

一度止まって、左右の安全を確認する。



出会い頭の事故は、死亡や重傷など重大な事故につながりやすいので、安全確認を必ず行いましょう！

3 夜間はライトを点灯

ドライバーや歩行者に自分の存在を知ら知らせるためにも早めの点灯が必要です。

* 反射材やリフレクターも活用！

4 飲酒運転は禁止

5 ヘルメットを着用

新庄警察署